

令和6年4月

保護者・生徒のみなさんへ

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内中学校
校長 住田 義広

Chromebook の適切な活用について

文部科学省はこれからの社会情勢の激変を勘案し、日本の今後の歩むべき道を検討した上で、巨額の予算を投じて、すべての児童生徒への一人一台端末を貸与する GIGA スクール実現による新時代学校教育の実現に踏み出しました。高校入学時には私的デバイス購入を求められています。(8万円程度)

荘内中学校では、いち早くその主旨の実現に向けて学校教育の変革を進めています。

本来、自由に Chromebook を学習に活用し、生徒の自主的な自己管理能力で適切に運用することが求められると思いますが、自己規制がなかなかできない場合があることも中学生なら仕方がないと考えております。

本校では次のとおり規制をかけておりますので、お伝えいたします。

また、ご家庭でも Chromebook の正しい使い方、ネットとの正しい向き合い方をご指導願います。



記

- 1 Chromebook は 0 : 00 ~ 5 : 00 の間は使用できないように設定しています。
0 : 00 前には警告通知をいたします。
- 2 Chromebook は学習だけに使うことを徹底しています。ご家庭でも観察してやってください。
- 3 Chromebook 管理システムの WinBird を許可なく解除した生徒は、Chromebook の貸与を取り消し、2週間程度取り上げます。
※WinBird によって、生徒が Chromebook で何をしているか把握できるものです。
その他、不適切な使用を行った生徒にも同様の取扱いをいたします。その間、提出物が出せなかったり、学びが停止する事態を招きますが、自己責任として御了承ください。
- 4 Chromebook の破損による弁償が多数発生しています、5万円以上の弁償をする事もございます。あくまでも一定期間貸与された品であり、大切に使用しなければならないという指導は続けていますが、やむを得ない状況での破損以外は弁償を求められることをご了承願います。(保険加入は重要)
なお、破損防止のためクッションケースに入れた持ち運びを指導しています。まだのご家庭は、クッションケースの準備について、よろしく願います。